



隆安知財ニュースレター

目次

隆安ニュース	-----	1
■ 隆安が ALB CHINA IP Rankings 2021 にランクイン		
■ 隆安が銀行&金融と雇用&労働分野で「商法」誌 2021 年優秀法律事務所大賞を受賞		
■ 隆安が AIPLA Women in IP Global Networking Event 中国支会を主催、権鮮枝弁護士が司会者を務める		
■ 権鮮枝弁護士は LESI 2021 Annual Conference に登壇、「中国の規格必須特許訴訟の事例及び新動向」について講演		
■ 権鮮枝弁護士が朝陽弁護士協会の要請に応じ、「中国知的財産権関連する法改正解説シリーズ」の講師に就任		
隆安朗報	-----	2
■ 隆安がファッション業界のクライアントを代理し、EC サイト上の著作権侵害訴訟で勝訴		
中国知財ニュース	-----	2
■ 市場監督管理総局は 2020 年知的財産権行政処罰典型判例を発表		
■ 2021 年 6 月 1 日、国家知的財産権局は重大な専利権侵害紛争行政裁決を正式に受理		
■ 国家知的財産権局は「改正専利法の施行後の関連審査業務の取扱いに関する暫定弁法」を公布		
■ 国家知的財産権局は専利紛争事件行政裁決に技術調査官制度を導入		
隆安 2020 年度知的財産権 10 大代表判例——第 1、2 案	-----	3
■ シーメンス工業ソフトウェア有限公司 VS 広州沃福模具有限公司ソフトウェア著作権侵害訴訟		
■ アジア旅行旅館知的財産権有限公司、オーストラリア旅行旅館知的財産権有限公司 VS 国家知的財産権局商標権無効審判行政紛争事件		

隆安法律事務所 〒100020 北京建国門外大街 21 号北京国際倶楽部ビル 8 階

Floor 8, Beijing International Club Tower, No.21 JianGuoMenWai Street, Beijing 100020, China

Tel:0086-10-88096573 Fax:0086-10-88096923 Email:quanxz@longanlaw.com <http://www.longanlaw.com>

隆安ニュース

■ 隆安が ALB CHINA IP Rankings 2021 にランクイン

2021年5月24日、アジア法律雑誌 Asian Legal Business (ALB) は「ALB China IP Rankings 2021」を発表した。隆安法律事務所は、6年連続で専利及び商標/著作権分野のランキングにランクインした。

<https://mp.weixin.qq.com/s/zg5pgaMxI-J6fGr8S2mYiw>

■ 隆安が銀行 & 金融 & 雇用 & 労働分野で「商法」誌 2021 年優秀法律事務所大賞を受賞

2021年5月18日、「商法」誌 (China Business Law Journal) は、2021年優秀法律事務所 (China Business Law Awards 2021) を発表した。隆安は、銀行 & 金融と雇用 & 労働分野で「優秀法律事務所」大賞を受賞した。

<https://mp.weixin.qq.com/s/9Bp4UIzwYlunnWkhkGZhXg>

■ 隆安が AIPLA Women in IP Global Networking Event 中国支会を主催、権鮮枝弁護士が司会者を務める

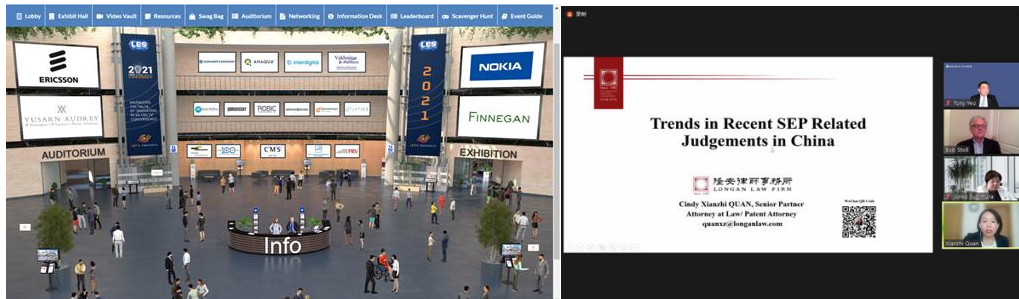


2021年5月5日、AIPLA Women in IP (WIP) 委員会は、第14回 AIPLA Women in IP Global Networking Event イベントを開催した。隆安法律事務所シニアパートナー権鮮枝弁護士がアジア地域の代表として会議の進行を司り、ギャレット アンドダナー法律事務所の王寧玲弁護士と吳茵飛弁護士、アメリカ BAYES PLLC 法律事務所の宋嘉瑜弁護士、アメリカ Arch & Lake 法律事務所の王申弁護士を招き、特許・商標出願、商標訴訟及び越境 EC サイトの紛争等の問題に関する最新動向について意見を交わした。今回のイベントでは、タイ、インド、フィリピン、マレーシアの5カ国、数十都市からの来場者がありそれらの方々に好評を博した。

<https://mp.weixin.qq.com/s/V-SEpzPY9Po8G9ksJSVS4A>

<https://mp.weixin.qq.com/s/2LWp1wHpIGABMDaRaAKIig>

■ 鮮枝弁護士は LESI 2021 Annual Conference に登壇し、「中国の規格必須特許訴訟の事例及び新動向」について講演



LESI 2021 Annual Conference が 2021年5月27日、28日に開催され、権鮮枝弁護士が LESI 2021 Annual Conference の session22 (Trends in Recent SEP Judgements

隆安法律事務所 〒100020 北京建国門外大街 21 号北京国際倶楽部ビル 8 階

Floor 8, Beijing International Club Tower, No.21 JianGuoMenWai Street, Beijing 100020, China

Tel:0086-10-88096573 Fax:0086-10-88096923 Email:quanxz@longanlaw.com <http://www.longanlaw.com>

and Future Perspectives from the Lawyer's Viewpoint) で「Trends in Recent SEP Judgements in China」(中国の規格必須特許訴訟の事例及び新動向)をテーマに講演し、来場者の方々に好評を博した。

※ご関心がございましたらお気軽にご連絡ください。講座和訳の提供、Webセミナーでの説明が可能です。

<https://mp.weixin.qq.com/s/m0m1T68c11CUgwj5FaX-Yw>

■ 権鮮枝弁護士が朝陽弁護士協会の要請に応じ、「中国知的財産権関連する法改正解説シリーズ」の講師に就任

第21回世界知的所有権の日を記念し、北京市朝陽弁護士協会は「4・26 中国知的財産権に関連する法改正解説シリーズ」と題するオンライン講座を開催した。北京市朝陽弁護士協会の主任である権鮮枝弁護士は、オンライン講座第1講の講師として「中国知的財産権関連する法改正解説—総括、刑事及び営業秘密」をテーマに講演した。これまで最多の160名が参加し大盛況だった。

https://mp.weixin.qq.com/s/DcdmWR_CTx87CwZFD7CD0w

隆安朗報

■ 隆安がファッション業界のクライアントを代理し、ECサイト上の著作権侵害訴訟で勝訴

隆安の権鮮枝弁護士、付建軍弁護士、姜夢軍弁護士は、西安*ファッション有限公司を代理し、著作権侵害を理由に、和*氏を提訴した。裁判所による調停の結果、被告は最終的に原告に対して損害賠償金を支払うことに同意した。隆安は、原告の合法的な権益を効果的に保護した。原告は、衣服をデザイン、販売する企業であり、原告がデザインした刺繍図案は地元で一定の知名度を獲得し、タオバオにて旗艦店を開いていた。一方、タオバオやその他のECサイトの販売店舗では、原告が独自にデザインした刺繍図案を模倣した服が大量に販売されており、原告に多大な損失を与えていた。隆安は原告を代理し、売上の高い店舗に対して著作権侵害訴訟を起こした。

本件の争点は、原告が著作権を有するか否か、及び被告の行為が著作権侵害に該当するか否かであった。隆安は、原告の図案を収集し、タイムスタンプ等電子証拠を使用して著作権侵害の証拠を固め、被告に権利侵害の事実を認めさせると共に、調停に同意させ模倣品の販売を阻止した。

https://mp.weixin.qq.com/s/QolyaVBog00Sqrw2hNu_fg

中国知財ニュース

■ 市場監督管理総局は2020年知的財産権行政処罰典型判例を発表

2020年、市場監督管理部門は、知的財産権を中心とする法執行活動を展開し、商標権侵害、専利侵害等の違法行為に対して厳しく取り締まる一方、2020年知的財産権法執行活動における代表判例12件を発表した。

そのうち、浙江省麗水市市場監督管理局が消費者からの通報を受け、*微商(Wechatで店を開き、取引をすることを指す)がTHOM BROWNE、CHROME HEARTS等のメーカーの模倣品を販売している事実を突き止めた。現場で2、3万件余りの模倣品を押収した。押収物の総額は6300万元に達し、24人を逮捕した。今回の法執行活動では、市場監督管理局と警察部門との連携により、生産、経営、流通を一貫して行っている違法チェーンの取り締まりに成功した。

<https://mp.weixin.qq.com/s/fuACo-lyHm2rjCuXWz-pZg>

■ 2021年6月1日、国家知的財産権局は重大な専利権侵害紛争行政裁決を正式に受理

国家知的財産権局は、「重大な専利権侵害紛争の行政裁決弁法」を制定して発布し、2021年6月1日から施行する。申請資料郵送先：北京市海淀区薊門橋西土

隆安法律事務所 〒100020 北京建国門外大街21号北京国際倶楽部ビル8階

Floor 8, Beijing International Club Tower, No.21 JianGuoMenWai Street, Beijing 100020, China

Tel:0086-10-88096573 Fax:0086-10-88096923 Email:quanxz@longanlaw.com <http://www.longanlaw.com>

城路 6 号国家知的財産権局知的財産権保護司

郵便番号：100088 電話：010-62083331

<https://mp.weixin.qq.com/s/17-gwH84xLYsleun-w0tXQ>

https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/5/28/art_74_159727.html

■ 国家知的財産権局は「改正専利法の施行後の関連審査業務の取扱いに関する暫定弁法」を公布

専利法実施細則の改訂はまだ進行中であるため、改正後の専利法の施行を保証するために、国家知的財産権局は「改正後の専利法施行の関連審査業務の取扱いに関する暫定弁法」を制定して公布し、2021年6月1日から施行する。

https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/5/25/art_74_159631.html

■ 国家知的財産権局は専利紛争事件行政裁決に技術調査官制度を導入

5月10日、「技術調査官による専利、集積回路配置設計図権利侵害紛争事件の行政裁決への参与に関する若干規定」が公布され、同日より施行された。

この「規定」は、専利（特許、実用新案、意匠を含む）及び集積回路配置設計図に関わる権利侵害紛争事件のうち、技術的な側面が強い行政裁決事件に技術調査官が参与できることを明らかにした。「規定」は全20条からなり、技術調査官の職権、位置付け、人数、選任要件、管理モデル、職権の行使などについて定めると共に、技術調査官が行政裁決を行う際の補助役として機能し、合議結果に対して「表決権」が持っていないことを明らかにしている。

<https://mp.weixin.qq.com/s/RqL9Ug1bNv64Pai-ihqWmA>

隆安 2020 年度知的財産権 10 大代表判例——第1、2 案

■ シーメンス工業ソフトウェア有限公司 VS 広州沃福模具有限公司ソフトウェア著作権侵害訴訟

NXシリーズのソフトウェア著作権者であるシーメンス工業ソフトウェア有限公司（原告）は、沃福模具有限公司（被告）が無断で係争ソフトウェアを使用して製品を設計、製造した行為は著作権侵害にあたりと主張し、広州知的財産権裁判所に提訴した。

一審裁判所は、原告の証拠保全申立を受け、被告に対して証拠保全措置を講ずると共に、保全への協力を拒否した場合の法的責任について詳しく説明した。しかし、被告が協力を拒んだため、一審裁判所の保全作業が中止となり、現場で確認された26台パソコンのうち9台の証拠保全が出来なかった。一審裁判所は、被告の行為が著作権侵害であると判断し、法定賠償の上限額を適用して被告に権利侵害の差止、経済的損失50万元と合理的な費用10万元の支払いを命じた。

隆安は原告を代理し、最高裁に上訴した。二審裁判所は、審理を経て被告が無断で係争ソフトウェアを使用した行為は著作権侵害にあたりと判断した。更に、裁判所の証拠保全作業を妨害した行為に対しては不利な結果がもたらされるべきであり、関連する司法解釈に基づき保全できなかったコンピューターにも係争ソフトウェアがインストールされていたと推定すべきであると述べた。従って、最終的に判明された係争ソフトウェアのインストール件数、市場販売価格等の要素を考慮し、原告の請求額を全額認め、被告に経済的損失261万元と合理的な費用10万元の支払いを命じた。

■ アジア旅行旅館知的財産権有限公司、オーストラリア旅行旅館知的財産権有限公司 VS 国家知的財産権局商標権無効審判行政紛争事件

アジア旅行旅館知的財産権有限公司、及びオーストラリア旅行旅館知的財産権有限公司（原告）は、ホテル経営およびホテル経営コンサルティングサービスに従事し、

隆安法律事務所 〒100020 北京建国門外大街 21 号北京国際倶楽部ビル 8 階

Floor 8, Beijing International Club Tower, No.21 JianGuoMenWai Street, Beijing 100020, China

Tel:0086-10-88096573 Fax:0086-10-88096923 Email:quanxz@longanlaw.com <http://www.longanlaw.com>

第 35 類、第 43 類において商標を登録した。イギリス旅行宿泊ホテル有限公司は、原告の同業者であり、原告が商標登録に際し第 35 類、第 43 類を指定した意図を知り、原告とそれぞれの営業地域について地域協定を締結し、原告が中国での経営権を有することを認めた。その一方で、イギリス旅行宿泊ホテル有限公司は、不使用取消を主張し原告の第 43 類における商標「TRAVELODGE」を消滅させ、自らの商標を登録した。原告は、イギリス旅行宿泊ホテル有限公司の商標に対して無効請求を提出したが、国家知的財産権局は、イギリス旅行宿泊ホテル有限公司の商標登録を維持した。隆安は原告を代理し、北京知的財産裁判所に訴え、国家知的財産局に復審を請求した。北京知的財産裁判所は隆安の主張を支持した。被告は、この判決を不服とし上訴したが、二審裁判所は一審の判決を支持した。隆安がクライアントを代理し、異なる区分における商標保護を実現させた。

https://mp.weixin.qq.com/s/b_E1aPcA20mNsP7i1kb9A